

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額と 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブータン	サルバン県タクライ灌漑システム改善計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	サルバン県タクライ灌漑システム改善計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	46,000千円 H27.7.31まで	H25.2.5 ニューデ リー（イ ンド）で (同日)	日本側 八木毅在ブータン 大使（インドにて兼轄） ブータン側 ジェツォブ・ ナムギヤル駐日（在イン ド）ブータン大使	H25.2.18 51号
ブータン	貧困農民支援に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	110,000千円 H26.2.28まで	H25.2.5 ニューデ リー（イ ンド）で (同日)	日本側 八木毅在ブータン 大使（インドにて兼轄） ブータン側 ジェツォブ・ ナムギヤル駐日（在イン ド）ブータン大使	H25.2.18 52号
ブータン	サルバン県タクライ灌漑システム改善計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	サルバン県タクライ灌漑システム改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,051,000千円 H30.12.31まで	H25.6.27 ニューデ リー（イ ンド）で (同日)	日本側 八木毅在ブータン 大使（インドにて兼轄） ブータン側 ジェツォブ・ ナムギヤル駐日（在イン ド）ブータン大使	H25.7.16 244号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。